

令和元年台風第15号、第19号による災害に関する決議

10月12日に上陸した台風第19号は、東日本を中心に記録的な大雨をもたらし、土砂災害や同時に多数の河川で堤防決壊等を引き起こした。これまでに経験したことがない災害により、多くの尊い人命が奪われるとともに、多数の負傷者が発生するなど広範囲に甚大な被害が発生した。

また、家屋の倒壊、浸水などにより多くの被災者が避難生活を余儀なくされており、一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、早急な対策が求められている。

広域的に被害が発生した今回の事態に対応するためには、政府の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。

台風第19号では、13都県で大雨特別警報が発表された。大雨特別警報の基準は数十年に一度の降雨量が予想される場合等とされているが、その基準に達する大型台風や集中豪雨は毎年発生している。

9月9日にも台風第15号が関東地方を中心に、長期間にわたる停電や農林水産業等への被害を発生させ、住民生活等に重大な影響を及ぼしたところである。

このように、これまで異常気象とされていたものは常態化していると言っても過言ではない。

このため、今回のような大規模な台風等は、今後も頻発することが予想され、十分な対策を講ずる必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- 1 被災者へのきめ細やかな支援を行うため、物資の供給等による避難所の環境整備を図るとともに、ライフラインの復旧、住宅の確保などの支援を早急に講ずること。
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を速やかに適用すること。

- 3 補正予算の編成も含め必要となる財源を確保し、河川の氾濫、土砂災害等の応急対策、復旧事業を早急を実施すること。
- 4 河川の堤防が相次いで決壊したことの原因究明を行い、昨年の「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」の見直しを含め、異常気象に対応した防災・減災対策を推進すること。

以上、決議する。

令和元年10月17日

全国都道府県議会議長会